平成２７年（フ）第１３０号
島根県安来市安来町743番地３　コーポ社日203、前住所東京都江戸川区松島２丁目７番５号　ＣＲＥＡＴＩＯＮ205
債務者　篠田　　暁
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
　　松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３９号
沖縄県那覇市久米１丁目12番14号　民宿光の家アネックス305
債務者　新垣　昌正
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１１１０号
札幌市北区麻生町７丁目３番11―305号
債務者　木村　健一
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２０６号
札幌市豊平区平岸２条10丁目１番１―503号
債務者　川島　知宜
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２２３号
札幌市手稲区曙６条２丁目１番32号　ビアンコ62―203号
債務者　野崎　弘幸
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２６３号
札幌市東区北15条東６丁目４番19号　田辺ビル２階
債務者　高杉　秀明
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２７２号
札幌市手稲区前田２条11丁目５番10号　パイントゥリー手稲103号
債務者　畑中美智子
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２７４号
札幌市中央区南10条西11丁目１番28号　ハイム南10条102号
債務者　近藤　浩之
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２７８号
札幌市中央区南26条西12丁目１番３―106号
債務者　宮崎　博和
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２８６号
札幌市東区東雁来14条２丁目２番10―202号
債務者　小野寺隆之
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２９３号
札幌市西区山の手４条２丁目１番29号　ロアール山の手202号
債務者　前田　純江
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２９８号
札幌市中央区宮の森２条３丁目１番１―809号
債務者　内海　祐子
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３００号
札幌市北区北26条西８丁目２番６―405号
債務者　木田泰一郎
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３１２号
札幌市白石区菊水９条１丁目２番７号　第２エスビーハイツ201号
債務者　篠原沙也香
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３１５号
札幌市東区北15条東15丁目４番15―1205号
債務者　野村絵里香（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３２５号
札幌市東区北11条東３丁目４番５―102号
債務者　上田　良男
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３３１号
札幌市白石区菊水元町６条３丁目６番43―207号
債務者　長内真知子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部